

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事要録

1 日 時 平成28年7月15日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室（6階）

3 参加者等

司会者 尾 島 明（静岡地方裁判所長）

裁判官 佐 藤 正 信（静岡地方裁判所刑事部部総括判事）

検察官 岡 村 あゆみ（静岡地方検察庁検事）

弁護士 佐 野 雅 則（静岡県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 男性・70代・会社役員

裁判員経験者2番 男性・20代・会社員（不動産業）

裁判員経験者3番 女性・40代

裁判員経験者4番 男性・60代・無職

裁判員経験者5番

裁判員経験者6番 男性・60代・リフォーム営業

静岡司法記者クラブ記者 3人

4 議事要旨

司会者

地方裁判所の所長の尾島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

これから、裁判員経験者の方々の意見交換会を始めます。この会の司会、それから進行は、私、尾島が務めさせていただきます。よろしくお願ひします。裁判員経験者の皆様方にはお忙しい中、またこの暑い日の中、御参加いただき、誠にありがとうございます。裁判員制度は、平成21年5月の施行から数えて既に7年が経っております。この間、国民の皆様の御理解と御協力によりまして、おおむね安定した運用が積み重ねられておりますけれども、なお改善し、

工夫すべき点がないかどうかは、常に見ていかなければならないと考えております。

そこで、ここ静岡地方裁判所において実際に裁判員を経験された皆様から率直な御意見や御感想をお伺いすることは、私ども裁判官、検察官、弁護士の法曹三者が、今後、裁判員制度を更により良いものにすべく、努力、工夫を続けていくために大変重要なことだと思っております。御担当された裁判が終わった直後にも裁判員として色々な御意見、御感想をお持ちになったと思いますけれども、時間が経った今、御自身の経験について、少し距離を置いて振り返りながらお話をいただき、これをお聞かせいただくことも大変有意義なことだと思っております。本日は報道関係者の方々もお見えになっておりますが、実際に裁判員を経験された皆様方の生の声が報道を通じて、今後、裁判員となられる国民の皆様にも伝えられることも併せて大事なことだと思っております。

そのような趣旨で開催する会でございますので、皆様からは是非とも率直な御意見、御感想をお伺いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これから会を始めますが、まずは裁判員を経験された方々から、御自身の担当された事件の罪名と、それが自白事件であったのか、否認事件であったのかの別、それから審理日数は何日であったのかということについて、御紹介いただきたいと思います。では、まず1番の方からお願いできますでしょうか。

1番

1番です。事件の罪名は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火未遂、脅迫、否認、審理期間は7日です。

司会者

ありがとうございました。それでは、2番の方、お願いします。

2番

2番です。事件の罪名が二つありまして、一つ目が現住建造物等放火，非現住建造物等放火未遂，もう一つが脅迫の二つです。自白・否認の別は否認事件です。審理期間は7日間でした。

司会者

それでは，3番の方，お願いします。

3番

3番です。事件の罪状は，住居侵入，強盗致傷，自白事件で，審理期間は4日間でした。

司会者

それでは，4番の方，お願いします。

4番

罪名は強制わいせつ致傷，強盗，自白事件です。審理期間は3日で行いました。

司会者

それでは，5番の方，お願いします。

5番

5番です。事件の罪名は，強盗致傷，自白事件，審理期間は3日間でした。

司会者

6番の方，お願いします。

6番

6番です。事件の罪名は強盗致傷です。自白・否認の別は，否認事件です。審理期間は4日間です。

司会者

ありがとうございました。それでは，今日ここに参加された裁判官，検察官，弁護士の方々からも自己紹介を一言ずつお願いします。

裁判官

刑事部裁判官の佐藤でございます。本日はお久しぶりの皆様と、またお会いできまして、大変嬉しく思います。裁判員裁判に引き続き、意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、忌憚のない御意見をいただきまして、今後のより良い運用につなげてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、検察官、お願ひします。

検察官

検察官の岡村と申します。本日対象となった事件、1件だけ経験させていただいております。皆様から貴重な意見をいただいて、更により良い裁判員裁判を行っていければと考えております。よろしくお願ひいたします。

司会者

では、弁護士の方、お願ひします。

弁護士

弁護士の佐野でございます。本日、貴重な意見をいただけるとお楽しみにしております。弁護士会の技術向上のためにも、忌憚のない御意見を、遠慮なさらず、色々おっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、時間も限られておりますので、早速、会の中身に入っていこうかと思ひます。

まず最初は、裁判員を経験された皆様方から、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想をそれぞれ順番にお聞かせいただきたいと思ひております。裁判員裁判を経験する前と後での感想、あるいはやってみて、それがどれほど充実したものだったのか、そういうことも含めて、自由な御意見、御感想で結構で

すけれども、まず1番の方から順番にお願いいたします。

## 1番

まず、裁判員になりまして、この裁判所で評議をしたときです。ちょうど私、地方の市町村の選挙がありまして、たまたまその友達が立候補するということで、いわゆる告示して出陣式で、半日どうしてもそちらにということで申し出ましたら、裁判長に大変怒られました。何を思っているんだということで。それから意識が変わりました。それだけ大変なことなんだというのが一つ。それから、やはり裁判員裁判を経験した後、やはり新聞、報道に関して、非常にそのことが気になりまして、やはり注意してそのことを見るようになったことと、あとは友達、あるいは地方のみなさんと会うときは、その経験をなるべく話すようにしてまいりました。以上です。

## 司会者

ありがとうございます。それでは、2番の方、お願いいたします。

## 2番

2番です。自分のところに裁判所から候補者名簿に載りますという通知が来たというのが、裁判員制度が導入されてから5年以上経ってからだったので、正直、そういった制度があったなというくらいの認識だったので、ただ開けて見たら、その呼出しに来ないと10万円過料だとかいうのも書いてあったりして、そんなものが来たというのも職場の人に言ったら、これは義務だから行ってきなさいというふうに快く背中を押してもらったんですけれども、正直、色々見ている、見ているというか聞いている情報ですと、その呼出しにも応じないという人も多いというふうには聞いているので、まだまだ全然、自分も含めてですけれども、こういう経験をしないと認識というのは持たないんだろうというのが、まず届いたときに思った感想です。

いざ経験してみても思ったことは、やっぱりもっと意識を高く持って考えないといけないことなのかなというのをすごく感じたので、経験させてもらってす

ごく良かったなと感じています。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、3番の方、お願いします。

3番

3番です。私も裁判員裁判を初めて経験して、やはり、した後だと、ニュース、新聞等の報道はやっぱりなるべく目にするというに変ですけども、目につくようになりました。なので、裁判員裁判の結果が覆ったような事件とかも結構多かったんで、そういうのとか、自分の事件のことも最終的な結果とかも聞いたりとかして、興味を持つようにはなりました。なので、そういうところでやっぱり意識は確実に変わったし、やってみて良かったなと思うところもありますので、こういう経験ができて良かったですし、みなさんにもやってもらいたいと思うところもあります。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、4番の方、お願いします。

4番

裁判員制度というのは、承知はしておりましたけれども、まさか私のところに来るとというのは、まさに予想外の出来事でした。やってみて、非常にいい経験で、一人の国民としての責任を何とか果たせたのかなという気持ちでおります。同時に、私のやった、その担当した事件は今申し上げた事件だったんですけども、もっと重大事件で、今まさに裁判員をなさっている方が全国でいらっしやるわけですが、その人たちの御苦勞と心境を思いやることができ、非常にいい経験だと思っております。

司会者

ありがとうございます。それでは、5番の方、よろしくお願いします。

5番

5番です。裁判員裁判制度というものを、当初取り組む前に関しましては、

どちらかといったら、非常に軽い気持ちで受けましたけれども、実際やってみると、人ひとりの人生を左右するということを考えると、自分自身の経験には、とてもいい経験になって、プラスで良かったなと思うんですけども、実際、ちょっと例えが違うかもしれませんが、イギリスがEU離脱に関して国民に投票を委ねた、素人に委ねたという部分があって、それで色々な意味で変わってきているかと思うんですけども、こういった部分を素人に委ねて本当にいいのかなという部分を、私、ちょっと感じました。ただ、本当に私個人にとってはとてもいい経験になりましたので、ありがとうございました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、6番の方、よろしくお願ひします。

6番

6番です。私も自分が選ばれるなんてことはとても考えたこともなかったし、裁判員制度というのができて、時代が変わってきたんだなというのを感じながら、非常にいいことだなというのは、薄々は自分で思っていたんですけども、まさか自分が選ばれたなんてことは本当に宝くじに当たったような感じで、これは一生の経験になるなと思って、一生懸命、頑張っけて参加しようということで参加しました。

実際に参加したら、本当にこれは大変なことだなと。自分が実際に公平に判断できるのかなと、初日の前からずっと悩みながら、ちょうど5日間だったんですけども、一日評議したりとか、そういうときに、こっちの角度から考えてみたり、またこっちの角度から考えてみたり、また他の方の意見を聞いたりとか、そうすると、自分の頭がだんだんパニックになってきて、これは本当に難しい仕事だなと。裁判官の方は大変だなと思って。今まで経験がなかったもので、こういうお仕事というのは本当に大変だなと。やったことは悪いにしても裁かれる人の一生がかかっているわけですね。これは本当に、実際に公平に

きちっと裁けるのだろうか。また、意見をきちっと、自分の気持ちを伝えられるかどうか、すごく迷いながら、あっという間に5日間終わってしまいました。終わってみて、自分の子どもたちに話をしたりとか、同僚だとか、いろんな人にこういう経験をしたということ話を話して、みんなもできるだけ、選ばれたら出て、一生懸命、人が人を裁くって、本当に大変だなということを生懸命、知り合いの方に伝えていきたいような気がします。もっとう何というんでしょうか。もう少し公平に本当に自分でできたのかなと思うと、いつも、今でもちょっと疑問で、何か事件があるたびに、うまくいくといいなとか、どうしてるかなとか、心配になることも結構あります。いかに自分が公平にできるかというのを、いまだにちょっと何事においても考えるようになりました。ありがとうございました。

#### 司会者

どうもありがとうございました。今、6人の裁判員を経験された方々からお話を伺いまして、皆様、良い経験だったということをおっしゃっていただいて、裁判所としては非常に良かったなと思っております。

今の全般的な感想を踏まえて、これから更にもう少し突っ込んで、具体的な中身についての議論をしていきたいと思っております。項目を分けるとすると、裁判員の事件であれば、まず審理の段階がありますね。それから、その審理が終わって、評議が行われ、その評議の段階がある。それから、そのほかにも色々裁判員制度特有の問題として、また守秘義務の問題ですとか、そのほかの問題がございますけれども、そういう問題を少し分けて議論して、御意見を伺っていききたいと思っております。

まずは最初に裁判員裁判の審理それ自体について、御意見を伺いたいと思っております。法廷での審理ということになりますけれども、例えばその全体的な手続の流れというのが、これまで経験されたことのない方々にとって理解できるものであったのかどうか。あるいは、検察官、弁護人のそれぞれの主張で



すとか立証が分かりやすいものであったのかどうか。これは、手続の中では冒頭陳述が行われたり、論告が行われたり、弁論が行われたりします。また、証拠を調べるに当たっては、供述調書の朗読が行われたり、それから尋問が行われたりする、こういう法廷での審理について、どういう御感想を持たれたか、それをお聞かせいただきたいと思います。これは、順番というより、どなたでも、適宜御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。では、1番の方。

#### 1 番

私がたまたま2番の方と同じ裁判で、それで評議の段階で、裁判長、裁判官の方が色々説明なさいまして、それで法廷に出て最初するときだけは大変緊張しました。だけど、非常に裁判官の方が裁判長さんを入れて、役割分担というんですかね、いろんなことを、私たちのことを聞いてくださいます、話をいただきましたので、比較的、それほど困らないで、この裁判員裁判は終わりました。大変良かったと。本当は何かちょっと批判をすることを言えればいいんですが、そういうことは、たまたま私は感じました。

#### 司会者

ありがとうございました。そのほかの方々、いかがでしょうか。審理について。はい、どうぞ、では3番の方。

#### 3 番

3番です。私の事件は、住居侵入強盗致傷なので、怪我の具合が裁判にとって大事なものの一つになるんですけど、起訴状を読む限りだと、どこをどう怪我したのか、全然、難しい専門用語というんですかね、何センチの傷とかっていうふうに書いてあっても、イメージができなかったんですけど、本物の写真じゃないんですけども、具体的なこういう感じですよという説明をしていただいて、そうすると、実際は大した怪我というと変ですけど、そんなに深い傷じゃなかったの、そういうことが実際、文章よりは分かりやすく説明していた

だけたと思うので、すごい分かりやすく、良かったと思うんですけど、ただやはりニュース等と言うところの、本当の殺人事件とか、凄惨な場面とかを、それを見るときになると、やっぱりそれはどうなのかなと。そういうこともあると覚悟して、今回、裁判員を受けましたけど、実際それを目にしたときにどういう判断ができるのかというのは、やはりその場にいないと分からないのかな、というのは、ちょっと後々ニュースとかで見ると、そういうのでトラウマになってという方の意見とかも流れてたので、やはり分かりやすいという意味の写真はすごい貴重ですけど、分かりやす過ぎちゃうというのも、直接すぎるというのも一長一短なのかなというのはすごく感じました

司会者

今のお話の中で、実際に見られたものというのは、実際の写真ではなくて、別のものだったんですか。

3番

写真ではないと思うんですけど、具体的に説明していただいたというか。

司会者

分かりました。実際の写真を御覧になったわけではないと。説明をしてもらって分かりやすかったというのは、それは誰の説明だったんですか。検察官，弁護人。

3番

検察官とか弁護人で。

司会者

両者ということですか。

3番

一応、ガムテープで縛られたのもあるので、それはそういうふうに縛られてましたという写真は見せていただきました。

司会者

ほかの方，どうぞ，はい。

4 番

私の担当した事件は自白事件だったんですけれども，検察，弁護，双方，やはり裁判員裁判ということで，分かりやすく，具体的に理解しやすいように平易な，それぞれ立証，弁護を考えてやってくれているんだなというのを感じました。公判で非常に分かりやすいようにやってくれたというのは，非常に感じました。

これがもし，事実関係も争っているというような事件の場合には，もっと丁々発止の，そちらの方が言われたみたいに，写真だとか色々な資料が出てやるんでしょうけれども，恐らく裁判員裁判を考えて，分かりやすい言い方や言葉遣いやそのほかでやってくれているんだなというのを審理の段階で感じまして，非常に分かりやすかったなど，こういう印象を強く持ちました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方，ありますか。はい，どうぞ，6 番の方。

6 番

6 番です。私，ちょっと違うかも分からないんですけれども，疑問に思っていることが一つありまして，検察側から意見というか，何というか，この人のこうやったことに対して意見が出ますよね。で，弁護士さんのほうからも意見が出ると思うんですけれども，そのときに，余りにも一つのものに対して違う意見が何となく多く感じられるんですよね。多分，検察側の人も調べているでしょうし，また弁護士さんのほうも調べてると思うんですけれども，何かこう最初に聞いたときに，検察側からの冒頭陳述というんですか，それを聞いたときに，やっぱりこいつ悪いやつだなと自分で感じ取って，そういうふうにもうのみにしたというんですかね。その後，今度は弁護士さんのほうからの話を聞いて，そうするとやっぱり何ていうんでしょうか，若干ずれが，結構ずれがあるように自分では感じるんですけれども。だから，やったことはお互いに両方知ってい

るわけだから、もう少しかけ離れないで、同じような意見が多少出てくるんじゃないかなって。そうすると、何ていうんでしょう、例えば、まるで反対の意見を言われたら、どっちがどっちか迷っちゃう。片方の意見を聞くと、ああそっちから考えたら、ああそうかなと。またこっちから言われると、ああそうかなと、こうなって迷う部分があるので、よくニュースでもそうですけれども、犯罪者なのに、無罪を主張するとか、そういうのがだから何となく自分では納得できない部分があるんです。

それとあともう一つ、今回の私が担当した中で、やっぱりブラジル人の方が、国籍がね、その辺で、同じ人間だし、とかく外国の人を差別みたいな感覚で絶対捉えちゃいけない、同じ人間じゃないか、同じ人間として考えなきゃいけない、そういうところを主体に自分では意識してたんですけど、非常に今回私が担当させていただいたときに、裁判長とかがすごく、何ていうんでしょうか、忌憚なく意見をこう、僕らからメモにして、張り紙を貼るんですけどね、黒板に。それに対して、何でこういう意見が出たんですかという、その中身ですけど、それをよく引っ張りだしてくれて、非常に何というのかな、いろんな人のメモした意見が出た中で、非常に徐々に徐々に公平化していくようなリードの仕方が、すごく私は感動しました。

司会者

ありがとうございます。6番の方の事件というのは、否認事件で、だから検察官と弁護人のそもそもの主張が違うという話で、随分かけ離れた主張もあったと。でも、そういう中で今度は、裁判員として、では実際にあった事実関係というのはどうなんだろうということを、今度は決めないといけないわけですけども、その辺で何か、苦労みたいなことを感じられたということはありませんか。御自分で、全く両者が違うようなことを言っているときに、どういうふうに判断したらいいんだろうかということについて、いかがですかね。

6番

全く違うではないんですけれども、検察官のほうは何も言わないけれども、弁護士さんのほうから、一生懸命弁護している、検察官のほうは、それについては出てこなかった。あと、ビデオを見させていただいたり、あと評議の段階で、このことに対して、どう思いますかと、それに対する気づいたことをメモしてくださいということで、犯人側と弁護するほうだとかに、色々貼る位置を変えて、ここにこれを書いた方はどなたですかと。それでそれに対して色々意見を言うと集約してくれる、それがすごく自分にとっては、リードされていって、意見が出て、それだけじゃなくて、かなり意見を出せたんじゃないかと自分では思っております。それが公平にうまくできたかなということは疑問にも残るところはあるんですけれども、かなり自分なりに意見は言えたほうだなということを、それはもう本当に裁判官のおかげだなと、リードの仕方がうまいなと感じました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。では、2番の方、どうぞ。

2番

2番です。6番の方と同じようなことを感じてたんですけれども、私が担当した裁判は、相続の手續に不満を持った被告人が、相続に関係した人の家などに火をつけようとしたという話で、検察側の人は、争点として、火をつけるという故意があったかなかったかというところをすごく押してきていて、逆に弁護側の方は、そもそもの相続の経緯が、こんな経緯があったから酌量すべきであるというところで、もちろんそれぞれの立場があるので、その主張が違うのは分かるんですけれども、初めてその裁判という場に関わった素人とすると、どっちを、どっちも分かるんですけど、争点ってどこなのというのが、審理の中では正直分かりづらくなってしまっていて、評議に入って、裁判官の方が説明してくれて、放火の故意があったかどうかというところと、それまでの経緯というところはまたちょっと違う話になるというのを、整理してくれたので分かっ

たんですけれども、初めて聞いた状況ですと、その争点というのが難しかったなという意味では、審理だけではちょっと分かりづらかったかなと思いました。以上です。

司会者

今のは、法廷で審理に臨んでいるときには分かりにくかったことが評議室に戻って説明を聞いたらよく分かったという、そういう意味ですか。

2番

はい、そうです。

司会者

はい、どうぞ、5番の方。

5番

5番です。私が担当させていただいたのは、強盗致傷ということで、ポイントは（病名）だったと思うんですね。（病名）なんで、目に見えるものじゃない、だから、目に見えないから、逆に何か難しいというか、心というか精神というか、そちらのほうに来ているので、何を基準でそれを解決していくかという部分だったと思うんですけれども、やっぱり被害感情とか非常に重視しなくちゃいかん部分というのはあって、私はそれはそれで正解だったと思ったんですけれども、ただやっている当初というのは、どうも目に見えないものというのは、「そんなんで。」という部分は、正直なところ、心の中にはありました。ただ、あったけれども、私自身がやっぱり、つい最近追突事故を起こされてむち打ち症になっちゃったんですけれども、むち打ち症も目に見えないから、相手は「もういいんじゃないの。」みたいな部分はあるんですけれども、やっぱり目に見えない部分の、何ていうか、診断というか判決というか、というのは非常に難しく、今回非常にきれいな形でおさまったんじゃないかなというのは感じました。

司会者

ありがとうございました。皆様から御意見、いただきました。法廷での審理のことから、それから評議室での評議のことについてまで話題がもう入ってきております。そこはもう一体のところがないわけではないので、評議についてもこれから少しお話を伺いたいと思いますけれども、もう既に評議の状況についても御感想をおっしゃっていただいた方もいらっしゃいますけれども、この裁判官と裁判員の評議の状況はどうだったか、例えば雰囲気ですとか、あるいは時間の長さについてどう感じたか、あるいは裁判官の発言についてどう思ったか、それから裁判官と裁判員が議論をする中で言いたいことが言えていたかどうか、その辺も含めて率直な御意見を聞かせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。今度は評議のほうに視点を当てて、御感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、では、4番の方。

#### 4番

評議は、あそこにいらっしゃる佐藤裁判官は非常に分かりやすく、真摯に分かりやすく説明していただきまして、私ほか裁判員もよく分かったんじゃないかなと、こんなふうに思います。雰囲気づくりは、ほかの裁判官の人でもでしょうけど、非常にソフトに分かりやすい雰囲気を真摯に作っていただいて、非常に良かったんじゃないかなと、こんなふうな感想を持っております。私は、評議の中で、みなさん、それぞれのお考えがあるんでしょうけれども、私はとにかく第一に当事者主義なんですけども、まず被害者の立場というのをまず考えるんですね。被害者がいて、被告人がいて、それに伴って、検察、弁護双方があるわけなんだけれども、一番最初にまず被害者のことをまず考えて、もちろん被告人もよく、こちらの方も言ってましたが、人生を左右された将来もあるんでしょうから、それを含めて色々考えるんですけれども、中でもくどいようですが、被害者のことをまず考えて、評議に入ろうと、こんなふうに思って評議に、意見でもそういうようにいたしました。以上です。

## 司会者

ありがとうございました。ほかの方、何かございますか。

先ほどから評議は分かりやすくて良かったと、それから裁判官のほうからも説明があって分かりやすかったというお話を聞けました。これはちょっと視点を変えてみて、裁判員裁判というのは、裁判員と裁判官と一緒に議論して結論を出していこうということなんですけれども、例えばアメリカの陪審員裁判だと、裁判官と陪審員は議論しない。陪審員だけで議論して決めるんですけれども、もしもそんなような状況だったらどうだったろうなんて考えたことはございますか。どうだったと思われませんか、教えてください。裁判員だけで議論してみたらどうだろうと。

### 1 番

最初ですね、裁判員裁判になると決定して裁判所に来たときには、緊張してそういう、どの分野まで自分の意見が反映されるのかというのを心配していましたけれども、実際評議で裁判官の方から色々御説明を受けて、それまで思っていたこととは全然違うということで、今、所長さんが言われたように、裁判員だけの、いわゆる、とても無理だと。いわゆる一般的ないい悪いということとは分かりますけど、じゃあ刑期がどうなのか、あるいはたまたまその評議のとき、私、裁判官の人に質問したことがあるんですけど、いわゆる情状ですね、その辺は全然やっぱり裁判官、プロとアマチュア、刑の重さとか何かというよりも、その全く分けて考えるということ、そのとき初めて、そういうふうに思いました。実際、裁判のそのときの被告人ですね、同情するところが実際、素人としてある。でも、罪は罪ということですね。その辺のことがなかなか理解できないところがありましたけれども、だんだん評議をしたり、審理をする中で、裁判官の方から教えられて、別個ではないんだけど、そこが違うんだと、罪、いわゆる犯した罪は罪。で、その人間関係のそういう、何ていうんですかね、親族から非常に冷たくされたとか、そういうことに関しては、そこを切り



離して見るということですね、その辺が評議とかそういうものを通じて、ある程度、こういうものだ、裁判とは、ということ少しは感じることができました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、どうですか。はい、どうぞ、6番の方。

6番

6番です。僕も参加してみて、これはすばらしい制度じゃないかなと、私は本当に感じました。多分、テレビで見たりとか、よく裁判審理とか、テレビでやっていますよね。そういうのを見ると、もう本当に裁判官の方というのは堅くて、お話もできないような雲の上の人かなというような感覚で私はテレビで、裁判員に選ばれる前ですけど、そういうふう感じてましたけれども、実際に裁判員になって評議だとか色々出させていただいたときに、本当にある程度気さくにお話も聞いてもらえたりとか、一人を裁くというのは裁判官の方の人数で、少ない人数で裁くよりは、やっぱり全く、どちらかといったら、被告人やそういう加害者、被害者と同じ立場の人間ですよね。その人たちの意見なりそれが聞けて判断できるというのは、より正確な、偏らない判断ができるんじゃないかなと、そういう制度じゃないかと、それをすごく感じましたね。すごくこれは推奨すべきいいことじゃないかと、私は思います。

つきまして、今回、裁判官は3人いたんですけども、非常に和やかに、みんなの気持ちをリラックスさせながら、意見を集約することがずっと5日、4日間ですか、ずっとそういうのをさせていただいたので、私は本当に、80%から90%、自分の意見を言うことができたような気がしています。そういう意味で、この制度は続けてほしい、そういう気持ちでいます。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、はい、どうぞ。

5番

5番ですけれども、評議について、その評議がどんな評議だったら良かったのかというのは、私自身は理解できないんですけれども、今回やった評議に関しては、和やかに、みんなで和気あいあいとやって、言いたいことも全部言えたという形で、通常、会社なんかの会議ですと、なかなか言いたいことがあっても言えない部分というのがあるので、それと比べたら全く、全員がこうしゃべり合う機会を持てたから、とても良かったんじゃないかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。次は2番の方。

2番

2番です。先ほどの所長がおっしゃった、裁判員だけでやったらどう思うかという質問なんですけど、私としては、国民の意見を反映するという意味では、裁判員のみでやるというのが、その趣旨としてはものすごく反映できると思うんですけれども、逆に評議の中で裁判官の人が、例えば有罪と決まった後の刑期を決めるときに、ほかの判例だとうございますよなんていう物差しが与えられるわけで、それがないと正直、ほかの事件との公平性というのは保てないと思いますし、仮に裁判官抜きで、裁判員だけでその刑期とかを決めるとなると、正直、最近、福岡で裁判員に声をかけた人がいるというのがありましたけれども、そういった意味での精神的な負担というのは、裁判員にもものすごくのしかかってしまうと思うので、国民の意見を反映するという趣旨はちょっと薄れちゃうんですけれども、今の裁判官と裁判員で決めるというのがちょうどいいところなのかなと、私は思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。3番の方、いかがですか、何かありますか。

3番

3番です。私の審理、評議の中では、男女比率、偶然にも同じぐらいで、色々偏りのあったりとかあるらしいんですけど、偶然にも男女比率が同じで、裁判

員と裁判官の方も、男の方と女の方と混ぜて、たまたまなんですけど、一緒に、それがかえって良かったのかなと、いろんな世代の意見とか、人生経験豊富な方だけじゃなく、若い人の意見とかもあったので、女性からの意見とか、男性からの意見とか、具体的にそういうのは何がというわけじゃないんですけど、そういういろんな意見が聞けるという意味ではすごい良かったし、言いたいことが言えるような雰囲気もあったので、私自身も言えたし、あといろんな意見を言ってくださるみなさんがいたことが、今回の私の経験の中ではすごく良かったなと思いました。

#### 司会者

ありがとうございます。評議の点については、もう皆様から、今、御意見が出ましたが、何か補足して御意見がある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。先ほど2番の方から、裁判員だけでもしやったら、刑を決めるのが難しいなというお話がありましたけれども、アメリカの陪審員というのは刑は決めないんですね。事実があったかないかだけで、刑は裁判官が決めることになっているようですね。

それでは、評議の点についてはこのくらいにいたしまして、あとは裁判員制度に付随することですけれども、裁判員制度に特徴的なこととして、裁判員の方は守秘義務を負っているということがあります。評議室の中でどういう評決が行われたのかということは、絶対に外にもらしてはいけないということになっております。それで、これが非常に負担であるというような意見もありますし、厳しすぎるのではないかという意見も世の中にはあるようですね。この守秘義務ということについて、何かお感じになっていることはありますか。こういうことが必要なかどうかということも含めてですけれども、この守秘義務のことについて、何か御意見、御感想のある方はお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、それでは4番の方。

4 番

守秘義務の負担とかいう話もありますが、私自身は守秘義務というのは何も負担には感じておりません。守秘義務というのは、やはり事の性質上、必要、大事ではなかろうかと思えます。裁判員を守るといいますか、そういう意味合いからも守秘義務というのは必要ではなかろうかと、こういうふうに思いました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、何かありますか。それでは1 番の方。

1 番

裁判所の中での評議とかですね、それはやはり守秘義務があると、それはやはり当然のことであろうと思えますね。新聞に載っている範囲内のこととか、それはたまたま私が担当した地域が私は離れていたもので、そのぐらいのことは話はしましたけれども、評議のことは、それはやはり当時、裁判、評議のとき、何回も言われましたので、多分、みなさん、それは承知していたと思えます。

司会者

ありがとうございました。ほかの御意見ございますか。よろしいですか。特に、この守秘義務があるので、大変だったというような御意見をお持ちの方はいらっしゃいますか。おられない。では結構です。

それでは、そのほか、裁判員裁判全体のことですね、例えばスケジュールの問題、皆様方によって、何日間ぐらい審理にかかったかというのは、それぞれ事件によって違うようですけれども、新聞等で報道されている事件では、ものすごく時間がかかるものがあるようですけれども、その辺の普段の生活との関係で、スケジュールですね。これに参加すると、おしまいまで審理に付き合わなければいけないということについて、何か御意見とか御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。いかがでしょうか。

はい、では、また1 番の方。

## 1 番

私が担当した7日間、前の日を1日入れて8日間なんですね。2週にわたっているんですけど、最初は長いなと思うんですが、終わってみたら非常に短かったという、簡単な感想なんですけれども。来るのが非常に楽しかったと、苦痛にならなかったと。それだけ人間関係が非常に良かったということですね。

## 司会者

ありがとうございます。2番の方も7日間かかったわけですけども、自分の生活との関係でいかがでございましたでしょうか。

## 2 番

2番です。私の場合は、職場がものすごく理解してくれてたので、仕事のことを忘れてはないですけども、ほぼ忘れて専念できたんですけども、ただやっぱり後から、後からというか、自分がいない間、自分の仕事をやっててくれた人のことを考えると、ものすごい負担だったと思うんですね。もちろん、ほかの裁判員の方も、結構仕事のことを気にされている人もいたものですから、その意味では、特に働いている人からすると、7日間、8日間というのは、正直、結構な負担だったかなと感じました。以上です。

## 司会者

ありがとうございました。日程との関係で、ほかの御意見はございますか。それでは3番の方。

## 3 番

3番です。私は4日間で、パートの仕事を工面して、まだ小学生の子どもともいて、夕方になることも多いので、子どもが先に学校から帰って来るということもあり、家族の協力がすごい必要だったので、とりあえず4日だったので、私的にはどうにかなれたかなという思いです。ただ、やはり7日間の方ともいたことを考えると、最長が100、もうちょっと長いんですか、すごく長い日にちの方は、その間の仕事も休んでやるというのは、かなりの負担にな

るのかなと思ったので、それはやっぱり短いに越したことはないんですけど、そういうわけにも、事件は選べないので、やはり日程調整はかなり、働いている方には大変かなと思いました。

司会者

ありがとうございます。ほかによろしいですか。どうぞ、5番の方。

5番

5番です。私の場合は3日間だったんですけども、やっぱり職場での理解というのはかなり強いものがありまして、裁判員制度で選ばれたことに関しては、必ず総務に連絡すること、必ずそういったものには行きなさいという形で動いてくれているから良かったんですけども、やっぱりその間、私が欠けると、大したあれじゃないとは思うんですけども、負担は多少は相手にかかってくるかなということがありました。以上です。

司会者

ありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、審理と評議に関することについては、色々御感想、御意見、伺いましたが、この審理、評議に関することは、これは裁判所の運営に関わることですけれども、裁判官のほうから何か、この点についてございますか。

裁判官

先ほど、6番の方から、審理について、同じ事実に対する意見の違いが大きいと、そこをもう少し整理できなかつたのかという御指摘がございましたけれども、お話があったように、6番の方の担当された事件は被告人の暴行が、強盗罪の暴行に当たるか、被害者の反抗を抑圧するに足りる程度のものであったかどうかということが問題となる、法律の専門家も限界の事例につきましてもは悩ましい、事実認定が問題となる事案でありました。

また、1、2番の方の担当された事件も遺産分割の調停や審判に不満を持ったことを契機として放火に至ったという事件で、犯行の動機の認定がその量刑

に大きく影響するという事件でありまして、これも事実認定が難しい事案でありました。遺産分割手続の経過も含めて、どこまで把握をした上で、それを動機として、どう捉えていくのかというところが、非常に難しい事件でございました。

更に5番の方が経験された事件は、お話がありましたように、傷害結果としての（病名）をどう評価して量刑の中で考えていくのかということが問題となる事件でございました。

それぞれ、非常に事実認定、法的な評価が難しい事件でございまして、審理の中でも、細かいところにわたって、当事者から主張が出された事件でありましたので、意見の違い、難しいことはもう本当に当然の前提の事件でございまして、そういう意味で、審理の中で、直ちに心証が取れるというところまでは至らなかったのかなというふうに思います。そうした中で、評議で色々意見を出していただく中で、整理をされていったことは、非常にありがたいお話だと受け止めておりました。

検察官、弁護士のほうからこの点についてまたお話がいただけるかと思えますけれども、もう一点、3番の方からお話をいただいた刺激証拠、写真の点についてですけれども、やはり御指摘がありましたように、確かに事件の審理という意味で写真が非常に分かりやすく、また一定の事件については、必要になるということはあるわけですが、お話がありましたように、それを調べることによって、精神的な御負担ということもございしますので、裁判所としましては、その証拠の必要性ということについて、厳密に吟味していくとともに、調べる場合にも、その方法等については、凶面、あるいは白黒の写真を使うとか、写真を小さくするとか、そういった方法も当事者と検討しながら、工夫をしているところであります。今後もその点については、当事者とも意見を交換しながら、検討を重ねていきたいと思っております。審理については以上でございます。

司会者

はい、ありがとうございます。ここで少し休憩に入りたいと思います。再開後は、検察官、弁護士の方からの質問、あるいは報道機関からの質問等がございます。では、休憩に入ります。

(休憩)

司会者

休憩後は、検察官と弁護士の方から、それぞれ質問をしていただくということにしたいと思います。

まずは、検察官のほうから御質問があればどうぞ。

検察官

それでは、検察官のほうから質問させていただきます。

よく、証拠調べに関してなんですけれども、供述調書を朗読されるのは分かりにくくて、証人尋問で本人の話を直接聞いたほうが分かりやすいという意見を伺うことが多いんですけれども、実際のところ、供述調書の朗読は分かりにくいと感じられたかどうか、どこを改善したら、分かりにくさがなくなると考えられたか、感じられたかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

司会者

今の点について、いかがでしょうか。どなたからでも。では、1番の方から。

1番

1番です。今の御質問ですけど、評議室で、その件に関しては、裁判官の方から御説明いただけるものですから、そうですね、法廷では場合によっては、最初は全部は理解できないところがありました。でも、後で終わってから、分からないところは質問ができるということで、特別分からないことはなかったです。

司会者

今の、法廷では理解できないところがあったというのは、供述調書の朗読に



関してですか。

1 番

そうですね，検察官あるいは弁護士さんの，やはり多少専門用語があったりすることで，分からないところは少しその場で書いて，後で聞くという，そういう。

司会者

そうすると，供述調書だから分かりにくいということではなくて，供述調書も尋問も両方ともということですか。

1 番

供述調書そのものが，やはりそういう，いわゆる形がありますので，通常の記事と違って，それがちょっと慣れなかったですね，最初。それだけです。特別分からないわけではないですけど，そういうことです。

司会者

6 番の方。

6 番

6 番です。今の方と同じになると思いますけれども，私も冒頭に聞いたのは，検察側からの冒頭陳述，それを聞いたときに，やっぱり耳慣れない言葉が，こう何ていうんでしょうか，多くて，多いというか，理解にちょっと，頭の中で回転ができない部分でどんどん先に進んでいっちゃって，何となく，分かるところもあったけれども，ちょっと分からないところのほうが多かったかなというか，それをもう少し耳慣れて，いろんな本，犯罪の本とか，そういうのを読めばいいのかも分からないけれども，実際に強盗致傷と恐喝未遂，これ，私の携わった事件ですけれども，実際にこれも最初見たときに，どうなのかなって，すぐピンと来なかった。そういう言葉の理解力が足りないのは，自分のそれをものすごく感じました。その辺でとっつきづらかったような感じがありました。以上です。

司会者

ありがとうございました。検察官の御質問にあった供述調書の朗読と、それから実際に被告人ですとか証人の方が出てきて、法廷で尋問をするのを聞いたときとでは、その分かりやすさの違いというのはあったんでしょうか。それとも余りなかったんでしょうか。その辺についてはどうですか。何か御感想のある方はいらっしゃいませんか。では、4番の方。

4番

私が担当した事件は100%自白事件でして、争う部分なかった事件だったものですから、被害者調書に100%同意してましたし、調書自体もよく分かりましたし、本人、供述人、目の前にいて、質問もよく分かりましたですね。丁々発止の否認事件とか、そういう事件と違って、今度担当した事件は、今言ったように、特に分からなかったというのはなかったです。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、よろしいですか。2番の方。

2番

2番です。私も特に分かりづらかったとは思いませんでした。ただ、6番の方がおっしゃったように、事件の概要が最後の選任手続の前に聞くので、概要は分かるんですけども、検察の人が、当たり前かもしれないですけど、今から何を言うのかが分からない中で、いすに座って、ぽんって言われるので、その準備ができてないというか、そこにちょっと難しさは感じる方が多いのかなと思いました。なので、まあ、ある程度、こんなことを言うんだよというのが、時間の関係もあって難しいとは思いますが、例えばこの紙だけでも目を通してもらうとかいうのがあると、もうちょっと分かりやすいのじゃないかなと思いました。特に分かりにくいとまでは思わなかったです。以上です。

司会者

ありがとうございました。検察官、更にありますか。

検察官

今の質問に関連するんですけれども、供述調書の朗読では、その場で追加で本人に聞きたいことがあっても聞けないと、でも証人尋問だったら、ちょっと疑問点があったら聞けるというメリットがあるということも指摘されているんですけれども、供述調書の朗読より、どちらかというと言人尋問を聞きたいなというふうに思われるかどうかという点についてはいかがでしょうか。

司会者

今の点、いかがですか。特に、これは自白事件ではよりそうかもしれません。むしろ、自白事件だと調書が主になっているときに、本人から聞いてみたいと思うことがあるかどうかということかもしれません、その辺についていかがですか。4番の方、先ほど自白事件だったからということもありましたけれども。

4番

それはありましたですね。調書、被害者調書も出てきましたけれども、その辺、審理の過程の中で被害者本人に聞いてみたい、被害者本人の口から色々答えを聞きたいとか、その辺はございましたですね。ありました。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。特に、御自分の経験の中では、そこまで思ったことはないということですか。

それでは、次に、弁護士の方からの御質問をいただきますが、いかがでしょうか。

弁護士

2点、お伺いしたいことがございまして、まず1点目ですけれども、評議に関しまして、量刑を考えるという場面になったときに、ほかの裁判例がどういう量刑判断しているのかという資料を御覧になっていると思うんですが、この資料を皆様の事件では、どの時点で御覧になられたのか、それによって御自身

が抱いていたイメージ，考え方が変わったのかどうか，そういうことも含めまして，先ほど2番の方だったと思うんですけれども，ある程度，一つ物差しがないと公平に判断できないではないかという御意見も出てたかと思うんですけれども，そのような過去の事例などを見ながら判断するという事になったときに，では我々が時間をかけてきた意味はどこにあるんだろうかというような疑問なり不満なりを持たれたかどうか，このあたりを一つ教えていただければと思います。それが1点目です。

#### 司会者

それでは，まず今の点ですが，量刑に関する資料を審理のどの段階で御覧になったか，それでそれを見た結果，自分の考えに何かそれで影響があったかどうか，それについてはいかがでしょうか。どなたからでも結構です。

#### 3番

3番です。すみません，どの段階で資料をもらったかというのは，記憶の中では余り曖昧なのでお答えできないんですけど，私の事件では強盗致傷なので怪我の具合と，あと被害金額も考慮に入れると思うんですけど，それも本当にそれぞれの裁判によって，金額がたくさん盗ったから罪が重いとは限らないし，怪我が深いからといって重たい，軽いとかも関係ないので，量刑がすごい長いというんですかね，何年から何十年，下手すれば無期刑というのもあったので，その中からピンポイントで探すというのはすごく難しい作業だということは，裁判官の方からお伺いして，ではどうするのというところもあったんですけど。

もう一つ，今回，この事件で難しいなと思ったところが，併合の利益があったので，この事件だけを住居侵入，強盗致傷だけを考えていけばいいといって最初に考えさせていただいて，それを一生懸命金額とか傷の手当てとか，被害者の心情とかを考えて，それだけをやってきたんですけど，そうすると今度，この人が前科というか前の事件もあったので，それを合わせる，共通する部分を減らすという考え方も新たに加わって，量刑を決めるのがすごい難しい事件

だったので、一概にこの罪だから何年ですというふうに言えないところがあったという難しい事件を経験したので、どこで決めたか、前例とかを言っていたいても余り参考にならないと言うと変ですけども、参考にしつつも、結局また併合の利益ということも考えなきゃいけないのもあって、別物というんですかね、それぞれみなさん、やっぱり一緒にやった経験者の方たちもそれは難しいというふうな言い方もしたので、そういう難しいことも決めていかなきゃいけないというのが大変だったと思います。

あと、検察側の求刑と弁護士の方の意見とを聞いて決めたところがみなさんの話の中ではあったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。ほかの方、いかがですか。2番の方。

2番

2番です。まず、どのタイミングでほかの判例を見たかというのは、正直、ごめんなさい、記憶が定かではないんですが、とりあえず審理が全部終わって、じゃあ刑期を決めましょうという、多分、自分でこれくらいだと考える前に見たと思うんですけど、ただ、検察官の求刑という刑期がまずあったので、そこがまず一つの基準になっていたんで、そことほかの判例を見たときに、まあこんなもんかということで、自分としては特に違和感は感じませんでした。

あとは、判例が示されて、今までやってきたことが何だったのかと疑問に思わなかったということは、私は、さっき休憩前に言ったことと矛盾しちゃいますけど、違和感は感じました。何でかといいますと、裁判員裁判自体が国民の意見を反映するという趣旨なんですけど、そこに対して、過去のものが、裁判員じゃない裁判の判例が出てくるということに対しては、国民の意見というのは多少誘導されているなという違和感は確かに感じました。ですが、休憩前に言ったとおり、正直、ちょっと決められないというのも本音だったので、そういった意味で違和感はありましたけど、納得はしました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

1 番

1 番です。評議の途中では、何年ということはなかったんです。それで、個人個人、裁判員が考え、そして私は小澤裁判官に放火はどれぐらいの、何年ぐらいの刑なんですかということを質問したことがあるんですけど、非常に幅が広いから事件事件で違うということですね。そういう意味で、標準。それとあと参考資料というのは後になってありましたけど、評議の段階では最終的に決まる近くまではなかったですね。

司会者

どうもありがとうございました。4 番の方。

4 番

4 番です。裁判官から判例に基づく以前の量刑ですね、あれをかなり年次をさかのぼったような豊富な資料をペーパーにして出していただきまして、それを参考にしたんですけれども、非常に参考になりました。何せ裁判員というのは素人ですので、一つは法定刑の範囲内で考えればいいんでしょうけれども、それも今までの裁判の判例による資料を見て、それを参考に協議をして決めたんですけれども、もちろんそれは参考には、私自身はしたんですけれども、裁判員制度の趣旨を考えたら、もちろんそれを参考にして、余りかけ離れるとまあだめなんでしょうけれども、参考にして、自分が本当に素人の一般国民の、素人が考えて、同じ被告人も人として社会人として許せるかというような原点に帰って、素人の判断というのが裁判員の意義でしょうから、そこらも踏まえて裁判官のみなさんとも協議をして決めました。

その中で色々考えたんですけれども、やはり裁判員制度の趣旨ですね、裁判員制度の生まれてきた趣旨を色々考えて、示談がついている、懲戒免職になっている、反省しているとか何とか弁護士は色々言いました。検事は検事で言う

わけですね。その中で、当たり前前感覚ですね、反省をしてもらって、示談をつけてもらって当たり前で、そして責任をどう取るのかと、そんなふうなように私は私なりに考えまして、量刑の表も、もちろん参考にしてやりました。

最後に、常識というのはみなさん共有してるんだなということに感動いたしました。以上です。

司会者

はい、どうぞ。5番の方。

5番

5番です。量刑を決める資料というのは、やっぱり量刑を決めるころに一覧表みたいなものをいただいて、それで妥当なのはどの辺が近いのかという部分で見てたような気がするんですけども、ただ事案がどっちかという（病名）だったので、参考資料になるものが比較のないというのか、乏しいというのか、多分なかったと思うんですけども、そういった中で決めていくわけなんですけれども、じゃあその決め手とは一体何かに入ってくるかと思うんですけども、私は本当に素人なんで、どこで決めていくかといったら、被害感情とあと個人的な感情の部分で入ってきたかと思うんですけども、そういった中において、私は逆に質問ですけども、裁判員制度の裁判員の存在価値というのはどこに見い出すのかという部分を、私自身も正直なところ、わけが分かんなくなってくるし、本当にその裁判員が、自分以外に5名ですか、5名言った中で、あと裁判官も3名いらっしゃって、その中でその人の、被告人の量刑を決めていくというのは、何かうまく言えないんですけど、よっぽど慎重にというか、もうちょっと考えてやっていかなくちゃいけないんじゃないかと思うし。何か何を言いたいのか分からなくなっちゃたんですけども、ちょっと難しいかなと思いました。

司会者

では、第2問目。

弁護士

ありがとうございました。

二つ目なんですけれども、ちょっと批判的な御意見、御感想をいただければと思うところがございまして、特に弁護人の法廷での活動についてなんですけれども、それぞれの事件のアンケートの資料を見させていただいたところ、おおむねこの分かりにくかったという、分かりやすかったという評価もいただいているんですけれども、1番さんと2番さんの事件に関しては、ほかの事件と比較すると分かりにくかったというアンケートの結果が出ているというところが見受けられましたので、もしこういうところが分かりにくかったという御記憶があれば弁護人の活動についてですけれども、率直なところを教えてくださいなと思います。

司会者

はい、どうぞ。

1番

その事件の弁護人は国選弁護人ではなかったかなと思いましたが、実際、感想は検察側と全く意見が、意見というんですかね、主張が全く違うんですね。結果的には裁判官のほうで、この人たちが色々そういうのを勉強してということだったんですけど、私の個人的な意見では、その国選弁護人が全部悪いんじゃないんだけど、そのときは特に何となく、全くかみ合わないような弁護士というのは感じました。以上です。

司会者

ありがとうございました。2番の方、ありますか。

2番

2番です。私が担当した事件が結構相続、犯行に至った経緯というところの動機として相続云々という話がものすごく出てきていて、そもそも一般的な人に相続云々というところ自体が、まずちょっと伝わりにくかったのかなという



ところが、多分、私たちが担当した事件がそういう印象を持ったということだ  
と思うので、そうですね、ただでさえ裁判ということ自体に慣れてない中で、  
そこにまた相続とかという問題が、難しい言葉が入ってきたので分からなかつ  
たのかなというところがあるので、時間も限られているので難しいと思うんで  
すけれども、もうちょっとポイントを絞るとか、難しい言葉を優しい言葉にす  
るとかというところがあると、もうちょっとすっと入ってきたかなと思いまし  
た。以上です。

司会者

ありがとうございました。弁護士の方、よろしいですか。

弁護士

ありがとうございました。もしよろしければ、ほかの事件の方の中でも、お  
気づきの点があれば御指摘いただければと思うんですけれども。

司会者

弁護人の活動に関して何か気づいた点があれば。どうぞ、5番の方。

5番

5番ですけれども、裁判のときに弁護人がきちっと反論というか主張をして  
いる部分というのはありますけれども。これは私が個人的に思ったのかもしれ  
ないんですけれども、国選弁護人だから、勝っても負けてもいいだろうと、極  
端な話ね。そういった意味合いを多少感じたし、やっぱり検事及び弁護士の個  
人の資質とか性格とかいろんな部分に絡んでるんじゃないかなとは思ったん  
ですけれども、終わってみると落としどころが決まっているというような感覚  
をちょっと私は受けました。だから、結果的にそうなったのかもしれないんだ  
けれども、そのように感じられること自体がちょっとおかしいんじゃないかと。  
以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、検察官，弁護人の側からの御質問をいただきました。それで、これから最後に皆様からまた一つずつ感想をいただいてから，報道機関からの質問に移りたいと思いますが，裁判官のほうから何か最後にございますか。

#### 裁判官

今，御指摘いただいた量刑の資料の関係と評議の点について，若干お話をさせていたきたいと思います。

まず，評議についてですけれども，本日経験者の皆様からお話をいただきましたけれども，評議の中で一番心掛けていることですね，やはり重大な事件について，その責任の重さというのを皆様感じながら，裁判に臨んでいただいているということがございますので，評議の中では何よりも自分の言いたいことが言えないまま決まってしまうというようなことがないように，できるだけ皆様の御意見をいただいて，納得をそれぞれいただいた上で結論を出すという評議を心掛けております。

その中で，お話が出ましたように，一つの評議の中の工夫として，附せんを活用して，意見を述べていただくことを行っています。これは，評議の中で意見を述べていただくに当たって，少し考える時間が皆様それぞれ必要だろうということで，考える時間を取って，附せんに意見を書いていただいて，またその意見が整理されて議論ができるように，その附せんをホワイトボードに貼り出して，議論の筋を明確にするようにして，評議を進めております。附せんを使うことで，先ほどもお話が出ましたように，書いていただいた内容について意見をもう一度確認するような形で，意見の中身を少し整理させていただき，できるだけそれぞれの意見を議論に反映させていくというようなことを行っております。

次に量刑資料の話が出ましたけれども，もちろん事実を確定した後，量刑についての評議に入った段階で，その事案の類型に合ったものをお示ししているわけですが，今は事実関係に争いが無い事件につきましては，その量刑

の資料自体，その類型自体につきまして，公判の審理の前に当事者と検討した上で，その事案に合ったものを共通の認識を持って，それぞれが論告弁論の中で，グラフを使って求刑科刑意見を出していただき，評議の中でもそのグラフの位置づけを考えるとという形で更に議論を進めていくというようにしております。そういった量刑のグラフを使うことについての御意見も出ましたけれども，やはり法定刑の幅が広い日本の刑法の中で，事案に応じた結果の公平性といったものも考えながら，裁判員の皆様の意見も反映させて結論を出していくというための一つのツールとして使っているということでもありますので，決して意見を拘束するという意味合いで使っているということではございません。そのこともお話をした上で，量刑の資料についてはお示しするようにしていたのでございまして，その点は御理解をいただければと思っているところです。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。それでは，報道機関の方々からの質問に入る前に，最後にもし皆様方であれば，一言ずつ，こういうことがあればということをお話しいただきたいのですが，まずお尋ねしたいことは，一つ，まずこの裁判員制度に何か改善すべき点があると感じておられるか，もしあれば，どんなことか。それから，二つ目，裁判官，検察官，弁護士に対して何か御要望があるかどうか。それから，三つ目，もしも知り合いの方から，裁判員になることについて相談を受けたら，どうアドバイスをしますかということ，これについても何かあれば一言ずつ，お願いします。1番の方から。

1番

一つ目と二つ目に関しては，特別なないです。三つ目に関しては，是非出た方がいいですよというふうに話します。

司会者

2番の方どうぞ。

## 2 番

2 番です。まず、制度として改善すべき点があるかというところですが、私も裁判所から通知が届く前まで、この制度があったことを、正直、気に留めたことがなかったので、もっと一般の人たち、国民のみなさんに知ってもらうように、何かしていったほうがいいんじゃないのかなというのが、まず一つ目ですね、言いたいことです。

次の裁判官、検察官、弁護士に望むことということなんですけれども、まず、正直、色々法廷の中では専門用語が出てきて、冒頭陳述とかって、意味は分かるんですけど、日常使わないので、すっと入ってこないですね。ですので、そういったいろんなこともあるので、もちろん、もっと一般の人たちも興味を持つ、そういう言葉も裁判の流れとかも知らないといけないと思うんですけど、もうちょっと分かりやすい言葉とか、何か、手間もかかるんでしょうけど、そういったもっと易しい言葉とかになっていくと、もうちょっと違ってくるんじゃないのかなと思いました。

あと、最後に裁判員になられる方へというところは、こういう制度があるんだということを考える意味でも経験すべきなんじゃないのかなと思います。以上です。

## 司会者

ありがとうございました。3 番の方、いかがですか。

## 3 番

3 番です。制度として改善点があるかというところ、今回のことに関しては、別に私自身で改善点があるとは思わなかったのですが、いいと思うんですけど、やっぱりいろんな人が経験する中で、こういう改善していったほうがいいということを感じる方もいると思うので、そういう耳を傾ける気持ちを持っていただきたいと思います。

あと、法曹三者に望むことは、やはり今回経験して、なるべく素人の私たち

に分かるような言葉でとか、分かりやすくということに苦労してプリントとかにさせていただいたと思うので、それは素直に喜ばしいことだと思うし、今後もそのようにやっていただきたいなと思いました。

あと、裁判員になられる方へというのと、本当にやったばかりのときには、すごいいい経験ができたと思うので、みなさんにも是非って、勧めようとは思っていましたが、やっぱりいい経験でしたと簡単に言える事件じゃない、事案じゃないこともあるということ、その後のニュースとかで経験したり、あと、今の裁判で上告している方とかのを聞くと、やはり簡単に受けれる問題じゃないということも痛切に感じたので、覚悟を持ってやっていただきたいなと思いました。

司会者

ありがとうございました。4番の方、いかがですか。

4番

4番です。法曹三者に対する望むことは特にございません。

これから裁判員になる方へのメッセージというようなことで、裁判員になられる方に言ってやりたいのは、一般社会常識を持っている人が裁判に参加するからこそ、これが意義があるので、別に専門家が裁判員になる必要がないということ。だから、あなた、その、法律は素人だ、それは当たり前で、法律の素人が裁判に参加して、そのときには裁判所の裁判官が事細かく説明してくれるから、何の心配も要らないよと、ただ、常識だけを持って、常識で裁判に臨んでくれればそれでいいのだよということをメッセージとして投げたいですね。

それから、もう一つは、だけども、今、こちらの方も言ったけれども、受けるなら、覚悟して受けなさいよと。極端な例、もしかしたら死刑判決を出さなきゃいけないかもしれないと。そのぐらいの覚悟を持って受けるなら、その覚悟を持って受けなさいよと。参加するなら参加しなさいと。参加したらどうですかと。それがちょっと私にはというなら、それは辞退するしかないでしょう

と。そんなふうなアドバイスをしようと思います。

それから、改善すべき点に当たるかどうか知りませんが、ほかの県で裁判員に暴力団、反社会的な人間が接触したというような事件がありました。私もこれに参加しまして、3回しか公判がなかったんですけども、終わるとみなさん、正面玄関から三々五々歩いてくるんですね。私も外まで歩いていきました。そして、二、三の方とは一緒に歩いて。裁判のその被告人の関係者の方も中庭におられました。それを横目で見ながら歩いて、その途中で「御苦労さんでした」とか言って別れました。そのときも私、ちょっと感じました。どうなのかなと感じました。今度は、その反社会的な人間がああいう事件を起こしたというのがありました。これを踏まえて、希望者には、集まるときは裁判所の出入口を、正面玄関から出入りを私どもしましたので、出入口を別に作る、もう一つは希望者には、その日の裁判が終わったら、車で駅あるいは駅の近く、1か所か2か所ぐらいは時間を違えてお送りしますよという配慮が必要ではなかろうかなと、こういうふうに思います。

それから、もう一つ、今、報道で一部話題になっていますが、裁判員がもちろん公判で出るわけですね。傍聴人がいる、被告人の関係者もいるわけです。顔を見られて、その以後の恐怖を感じると、だからすりガラスを前へやったらどうかとか、マスクとかサングラスとか、分からないようにしてやったらどうかというような意見も一部にあるやに報道を聞いております。やはりそれは裁判員も一般人ですので、ああいう法廷の場で対峙して参加するわけですので、分かるんですけども、すりガラスだと、全く表情とかそんなのが見えないだとか、あるいはマスクを被って、極端な例が、表情が全く分からないというような、デストロイヤーみたいなああいう感じでやると、裁判に対する信頼性というのがありますから、裁判員の希望によってはマスク程度はいいかなと思うんですけども、その辺、難しいんですけど、やはり裁判の信頼性を確保するような方向で検討したらよろしいんじゃないかなと、こんなふうに思います。

以上です。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方。

5番

5番です。裁判員制度，要望というわけではないんですけれども，どのように運営していくかという部分かと思うんですけれども，先ほど3番の方も言ったように，裁判員制度で決めたものが上告されてまた逆転されたとか，今，増えているという反社会勢力の人間が裁判員を脅したとか，いろんな問題が出てきている中で，我々自身，こういったものに参加すれば，非常にものすごい経験値を踏ませてもらって良かったなと思うんですけれども，ただ，我々は経験したからプラスになった，いいというわけではなくして，やっぱり裁判そのものをもっと充実させるような形にしなくちゃいけないと思うんですけれども，そういった中において，やっぱり感情とか常識という言葉がキーワードとして出てくるような部分があるんですけれども，そういったものというのは，個々による差というのは，ものすごい大きなもので，私にとっての常識はあなたにとっての非常識とか，そんなのは当たり前のことなので，もうちょっと，うまく言えないんですけども，裁判員制度に出席するのであれば，もうちょっと勉強するというか，宿題みたいなものを出してもかまわないんじゃないかと。そういったものすら嫌だというんであれば仕方ないのかなと思います。以上です。

司会者

ありがとうございました。では、6番の方，最後にどうぞ。

6番

6番です。1番に対しては，中学とか，まあ高校生ぐらいでも，一つのホームルームとか，そういう形で裁判員の制度，そういうものを少しアピールするような形を取って，一応，裁判員制度ができて7年ぐらいだということなので，私はこれはどんどん進めていくべきだと思います。形として，欠点もあるし，

利点もある、当然あると、長所もあると思うんですけれども、それをみんなに浸透しながら、みんなのいい意見が出せるような、いい方向に持っていけるような状態に早くするためには、やっぱり教育の分野でも少しずつ大学とか、そういうのも取り入れて、認識していったら、もっと早い段階にいい形ができ上がるんじゃないかななんて、私は一つ思います。

それとあと、弁護士さんのほうにお願いなんですけども、よく精神異常だから無罪を主張するとか、そういうのなんかも極端、素人から見ても、それは医者じゃないから判断できませんけども、何かそういう極端な要求というのかな、悪いものは悪いので、それを若干軽くするとかそういうことはいいんでしょうけれども、余り極端に最初から持ち出すようなことは私は何か理解できないような気がします。あと、検察官とか警察もそうですけれども、やっぱり力のある公の仕事をしてるそういう人に対して屈伏しないで、やっぱり悪いことは悪い、とことん法律には引っかかってないとか、そうやってそういう問題じゃなくて、やっぱり人道的にも社会に対する影響力とか、いろんな意味を考えて、やっぱり悪いものは悪い、徹底してやれるようなことも進めてほしいなと思うんですよ。一般の人が見てると、ああ、また、あれは何でもないわとか、陰で悪いことをやっているのに、うまくいって、また捕まんないわとか、昔ちらっと聞いたことあるけれども、国税局に訴えられるより、弁護士をそのお金で使ったほうがうまく逃げられるという話なんか、本やなんかでも色々読んだりしたことがあるので、悪いことは悪い、正しいことは正しい、そういうものを公平にうまく進めてほしいなという気はします。

それとあと、3番ですけども、私は本当に道半ばみたいな形だと思うんですけれども、極力、知り合いとか自分の子どもたちなんかには、裁判が終わった後、こんなことも、こういうふうに話し合いながら、量刑できちっとうまく決めていくような時代になっていくよとか、そういう意味では参加したらいいんじゃないかなと、話があるたびにいろんな人に、宣伝じゃないですけど、そう



いう、拒絶しないで、どんどん参加するようには、話してはいます。きっとよくなってくるんじゃないかなと思います。以上です。

司会者

どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。大変申し訳ないんですけども、時間がここまで来てしまいまして、司会の不手際をお詫びしなければいけないところでありますけれども、まだこの取組ですね、裁判員経験者の方々から色々お話を伺うということは今後も続けていくことになるかと思っています。また更に良い裁判ができることを願っております。

今日は非常に長時間でございましたけれども、裁判員を実際に経験された方々から貴重なお話を伺うことができました。これは、裁判官、検察官、弁護士、それぞれ法曹三者にとりまして非常に貴重なお話でございました。また、今日のお話を踏まえて、更に良い制度にしていくということに努めたいと思っております。今日は本当にどうもありがとうございました。

それでは、以上で本年度の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。どうも御苦労さまでございました。

以 上